

広域経営法人の経営戦略が地域水田農業に及ぼした影響と展望 — 広がる地区間格差をめぐって —

An Impact and Perspectives on Local Paddy Field Farming Exerted by the Management Strategy of the Extended-area Farming Corporation: Over Spreading Disparity between Local Areas

福地 正人 (Masahito Fukuchi) 指導：柏 雅之

1. 研究背景・目的・調査対象

集落営農のような集落レベルの担い手創出は、広域レベルでみると、非成立集落が多いため、一定の限界に達しつつある。そこで、柏 (2016) は「広域経営法人」の創出を提唱した。広域経営法人とは、設立当初より広域をカバーする法人経営であり、旧村または戦後合併市町村を活動エリアとし、自治体やJAなどによる出資を含む強力な支援により成立している。広域経営法人は、小区画の農地が分散した中山間地域では、規模の不経済によって経営が悪化しやすく、何らかの巧みな経営戦略の導入による隘路を打開する必要がある。

昭和村の広域経営法人である(有)グリーンファーム (以下GFとする) では、農地の分散による規模の不経済発生を抑制するために「3haルール」によって打開を図った。3haルールとは、村内10集落全てに農用地利用改善団体を設置させ、そこで貸出し希望農地は3ha程度に団地化することを借入の条件としたことである。これはGFの経営安定に大きく寄与したとされる。3haルールによるメリットは、宇野 (2012) や柏 (2015) などによって解明されてきたが、この3haルールが地域営農にもたらした意義を評価しつつも、限界である「影」としての部分も発生しているのではないのかと考えた。

影の部分とは、GFによる農地の受け入れ状況とその後の利用管理状況などの下流域および上流域諸集落間における格差である。そこで、農村農業センサス集落カード (2015) を分析すると、下流域の耕作放棄地における増加率が12.08%、上流域が10.69%である (2005年から2015年)。統計資料によると、明確な格差を確認することができなかつた。しかし、実態をみると、上流域諸集落の水田において、国道沿いから葦の繁茂する農地が散見されるなど、耕作放棄地の前段階とみなされている休耕田が増加しているのではないかと考え、実態調査を行った。

本研究における目的は、影の部分の実態を明らかにすることである。また、GFの恩恵を受けることができなかった上流域諸集落は、今後どのような展開方向に向かっていくのか、また、GFと上流域諸集落との関係がどうあるべきかを、上流域の諸集落の担い手の実態を分析したうえで、今後の改善方向を検討していく。調査対象は、GFや上流域の担い手農家、農用地利用改善組合、JA会津よつば、昭和村役場である。

2. 調査結果・分析

下流域における農用地利用改善組合の組合長らに対する

聞き取り調査では「休耕田はない」という回答であった。しかしながら村役場の資料においては合計2.29haの休耕田を確認することができた。これは、昭和村で好条件の下流域の水田においても、山麓付近や変形田などの土地条件の悪い圃場であるなどの理由によるものとされる。以上から、下流域の各改善組合の組合長らは、守るべき農地は守っていることから「実質的に休耕田はない」という認識であったと考えられる。

他方、上流域において、休耕田が顕在化しつつあることが確認された。上流域諸集落の休耕田は合計9.18haである。佐倉集落 (0.08ha) と両原集落 (0.45ha) で休耕田が少ないのは、条件不利地における地代ゼロによる積極的集積など、上流域の担い手の努力によるものである。したがって、地図情報を基に実態調査をしたところ、耕作放棄地一步手前の休耕田が大量に存在することを確認することができた。

また、上流域で休耕田の少ない佐倉集落も、担い手の年齢は平均70歳、イエの後継ぎもその48%が村外在住で就農意思はなく、近い将来に一気に休耕田から耕作放棄へと進むことが予測された。3haルールはGFの経営安定に寄与したが、耕作放棄抑制の視座からすると、上・下流域間での格差拡大という「副作用」をもたらしたことが判明した。

3. 結論と考察

3haルールの要件を満たした下流域および上流域諸集落等の担い手は、水田農業を守り、カスミソウ等の施設園芸へ専念できること、反収の高い水田で農業ができる等の恩恵を受け得た。これらの諸集落で条件を満たすことができたのは、土地集積でのリーダーの存在と各集落における圃場条件および農協との結びつきの強さである。

大芦集落を除く上流域諸集落で要件を満たせなかつたのは、土地に対する強いこだわりと、当時の強い担い手に任せれば良いという考えが存在していたからである。だが、今後上流域諸集落で農地集積要件を満たしても、現在GF自体が労働力不足であることから、水田農業を請け負うことは困難な状況にある (転作そばにて対応)。

今後、上流域の水田農業を守るためには、GFが単体で条件を満たした上流域を担う場合と、上流域に新たな広域経営法人 (第2のGF) を設立する場合の2つの方法が考えられる。前者の場合、GFはさらなる経営規模 (現在106ha) が困難と認識しているため、機械とオペレータ増員のための条件整備 (冬季就業機会等) が課題となる。後者の場合、JAや自治体による設立支援などが課題となる。